資料

厚生労働省　令和５年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00048.html

※関係通知「1　点数関係」PDF　19～20 ページの別添４訪問看護療養費関係をご確認ください。

関係通知等の１点数関係 PDF 別添４の内容と WebQKAN（給管帳）のマスタをご案内します。

【訪問看護療養費に関する特例】

①新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算の 100 分の 40 に相当する点数（1,000 円）を月１回に限り算定できる。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に１回算定できる。その場合、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。特別管理加算を、新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成 18 年厚生労働省告示第 103 号）第一の六の（５）に規定する基準を満たしているとみなすとともに、届出は不要である。

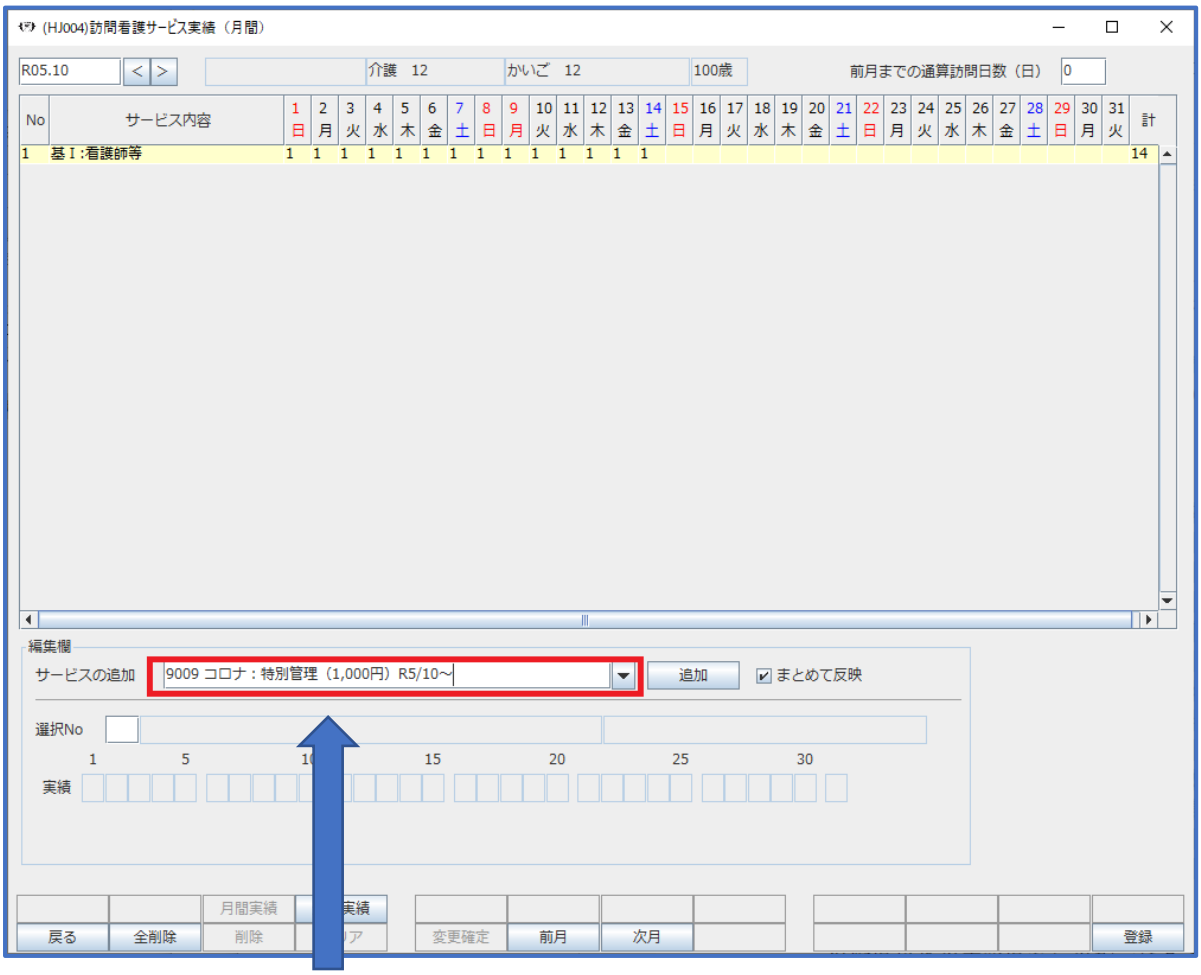

①　WebQKAN（給管帳）のマスタ

「9009 コロナ：特別管理（1,000 円）R5/10~」

② 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても緊急訪問看護加算（2,650 円）が算定できる。

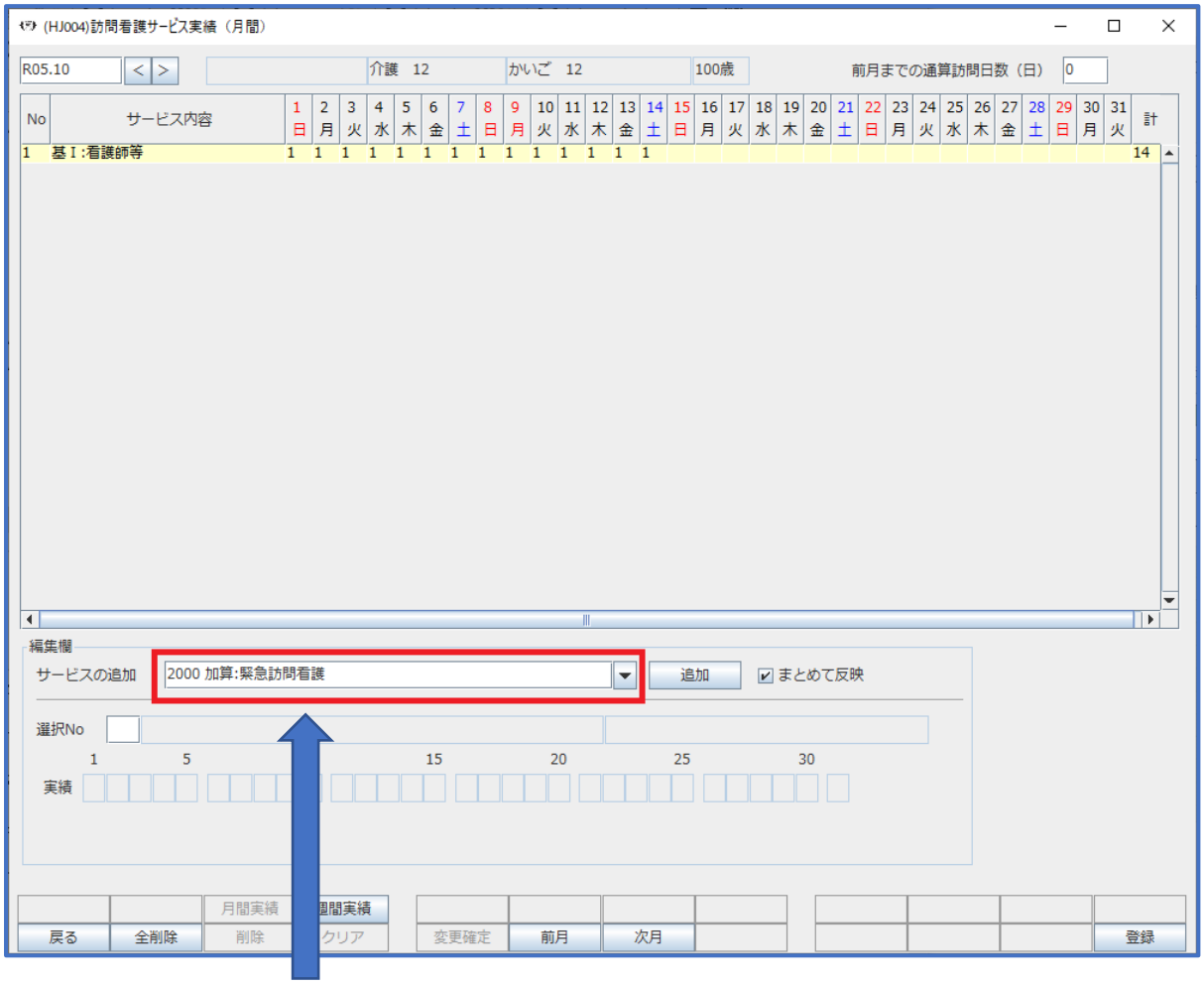

② WebQKAN（給管帳）のマスタ （通常の緊急訪問看護加算と同じです）

「2000 加算:緊急訪問看護」

精神科

「3700 精加:緊急訪問看護」

③ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の 100 分の 40 に相当する点数（2,080 円）を訪問看護を行った時間を問わず１日につき１回算定できる。

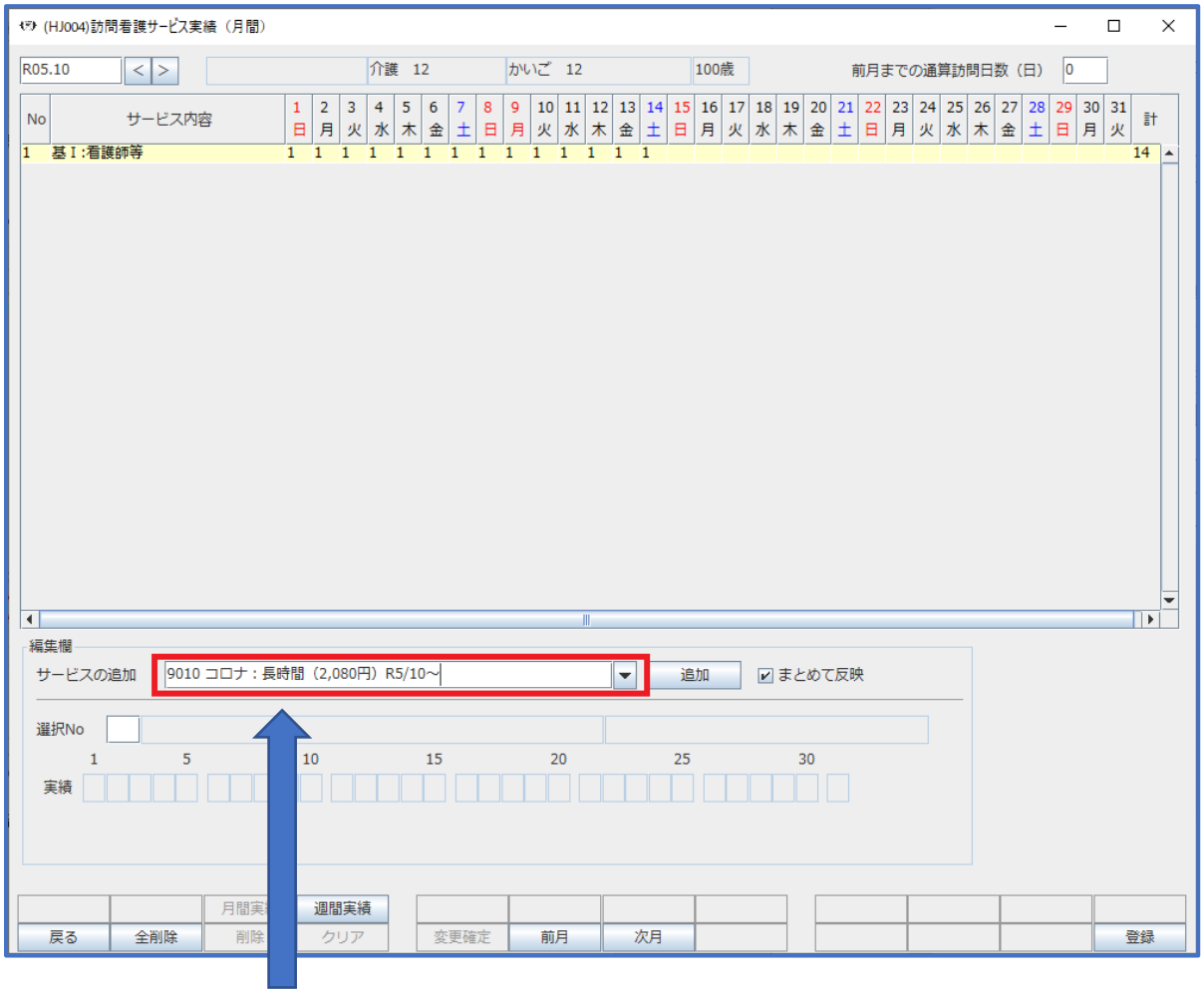

③ WebQKAN（給管帳）のマスタ

「9010 コロナ:長時間（2,080 円）R5/10～」

精神科

「9011 コロナ:長時間（精）（2,080 円）R5/10～」

④ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の 100 分の 20 に相当する点数（1,040 円）を、訪問看護を行った時間を問わず１日につき１回算定できる。

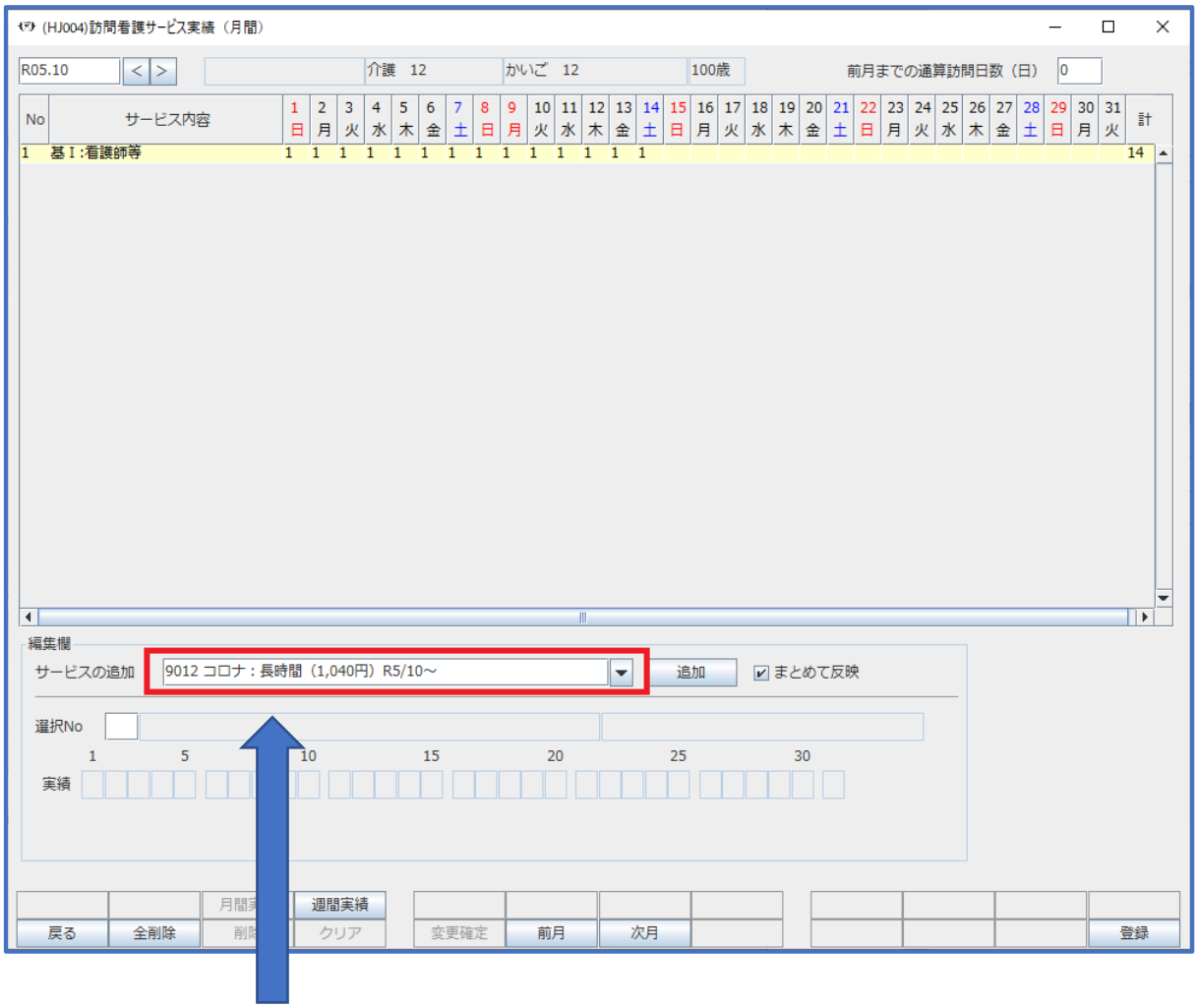

④ WebQKAN（給管帳）のマスタ

「9012 コロナ:長時間（1,040 円）R5/10～」

精神科

「9013 コロナ:長時間（精）（1,040 円）R5/10～」